

調査事項

在留許可のない外国人住民に対する公共サービスの提供について

1 概況

在留許可のない外国人、つまり、不法滞在している外国人^{*1}に対しては、通常、処罰の上、場合によっては国外退去という扱いになる（例外的に、合法とみなされる場合、すなわち、もともと不法滞在であったが、その後滞在許可証が発行されるケースもある。）。

不法滞在する外国人にはいくつかのケースがある。通常であれば、入国後3カ月以内に移民局に行き、メディカルチェックと税（印紙税）を支払ったうえで、所定の手続きを経て滞在許可を受けるが、たとえば、①単にメディカルチェックを受けない場合や支払うべき税を支払わない場合は、その後、帰還命令が発令される（ただし、その発令前に税に加えて罰金を支払えば、帰還しなくて済む）。さらに、②発令後に移民当局に出頭しないと、この場合、失踪扱いとなる。ただ、②の場合には何らかの理由で本国に帰りたくないという理由もある（たとえば、犯罪者である）。この場合は本人が行方不明になっているので、警察による逮捕ができれば、国外退去となるが、そうでない場合には国内に留まっていることになる。③もちろん、不法滞在をしているとそれ自体が罪を犯していることになるので、人物を特定することができれば、逮捕を行うことができる（国内法による拘留）^{*2}。

では、在留許可のない外国人に対して、どのように国外へ退去させるかという点であるが、たとえば、犯罪行為があれば、職務質問ができ、場合によっては拘留し、国外退去させることができる。しかし、裏返すと、外国人がビザを切らしている場合で、事実上、不法滞在有る場合（非正規滞在）であっても、職務質問するか人物を特定し検索されない限りは把握されないことになる。さらに、不法滞在有る外国人であっても、国内治療を受けないと生命の危険にかかわる場合には、人道支援の観点から、引き続き滞在することができる（治療を受けられるということ）。さらに、人道支援のみならず、公衆衛生・衛生の点からも医療扶助が行われている。

*1 3か月以上フランスに滞在する場合は、長期滞在査証を取得して入国するとともに、フランス入国後、居住地が決定次第、2か月以内を目途に OFII（フランス移民局）に対してフランス滞在有る事実を報告した上で手続きを行い、認証（VIGNETTE）が旅券上に貼付されるまで、たとえ有効な査証を有している場合であっても、正規滞在有者とみなされない。なお、査証の有効期間を超えて滞在有る場合には、同査証が失効する少なくとも2か月前には、居住地を管轄するプレフェクチュール（パリにおいてはパリ警視庁）等に滞在許可証取得申請を行うことになる。滞在許可証を取得した後は、同許可証を随時更新していくことになる。

*2 不法滞在有るについては、法律上1年の禁固及び罰金があり得る。更に、場合によっては、国外退去の上、最高3年のフランス入国禁止措置の適用があり得る。

参考（外務省HP）<http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/france.html>

2 調査項目

① 在留許可のない外国人住民に対して、公共サービスを提供しているか。

→ 法律上は公共サービスを提供し得ないことになる。（ただし、上記概況の通り、不法滞在有るにしても直ちに国外退去にはできないため、住民登録の確認を前提としないサービスについては、公共サービスを受けている場合が考えられる。）

② 「提供している」場合、どこが（国か地方自治体か）、どのような公共サービスを提供しているか。

→ フランスにおいては人道支援と公衆保健・衛生の点から、不法滞在有る外国人のため

に設けられた医療扶助制度があり、国家医療手当（AME）と呼ばれている。

② 公共サービスを受けるために、在留許可のない外国住民は、何か資格、要件を満たすことが必要か

→ 上記国家医療手当（AME）について、2005年度から最寄りの医療保険一時金庫（CPM）などにパスポートなど受給要件を証明するものと併せて申請すれば、受給資格を得ることができる。医療費は全額国庫負担となっている。

以上